

環境社会配慮ガイドラインの実行体制(素案)

1. 環境社会配慮審査室（仮称）

（１）TOR

- ①協力事業の環境社会配慮面の審査
- ②審査諮問機関の運営
- ③研修の実施と調査研究
- ④その他関連業務

（２）体制

室長、室員、ジュニア専門員、支援スタッフ、アドバイザリーグループ(国際協力専門員)から構成される。なお、事業部と主要な在外事務所に環境社会配慮審査主任を置く。

（３）業務内容

- ①要請案件のカテゴリ分類の判断と環境社会配慮面からの意見の作成
- ②事前調査の環境社会配慮TORの確認
- ③事前調査結果の審査とS/W、R/Dの環境社会配慮面の確認
- ④スコーピング案の審査
- ⑤代替案の審査
- ⑥ドラフトファイナルレポートの審査
- ⑦最終報告書の審査
- ⑧技術協力プロジェクトの場合はモニタリング結果を審査
- ⑨フォローアップ結果の確認

2. 審査諮問機関

（１）TOR

- ① JICA 環境社会配慮審査室からの諮問に対し、カテゴリAとカテゴリB案件について、要請確認段階における環境社会面からの支援の是非について答申を行う。
- ② JICA 環境社会配慮審査室からの諮問に対し、カテゴリAとカテゴリB案件について、環境社会配慮につき審査(スコーピング案、代替案、最終報告書案の段階)を行う。
- ③ JICA 環境社会配慮審査室からの諮問に対し、環境社会配慮が確保できないと判断される協力事業の取扱いにつき答申を行う。

（２）体制

委員長、社会環境、自然環境、公害、住民移転の専門家各 1 名の委員から構成される。必要に応じて臨時委員の参画を求める。

委員の要件は、以下のとおり。委員の選定については、環境アセスメントの知見を有する個人または団体に推薦を依頼するとともに公募を行う。なお、人選に当たっては、男女のバランスに留意する。

- ・ 開発途上国の環境アセスメント及び専門分野に対して、知見と実務経験を有すること。
- ・ 毎月 1 回程度の会合に参加可能なこと。
- ・ 英語と日本語に堪能なこと。
- ・ JICA と直接の利害関係がないこと。

3. 異議申し立て制度

(1) 目的

ガイドラインの不遵守を理由として申立のあった JICA の協力事業に関する具体的な環境・社会問題に関して、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を理事長に報告する。

(2) 体制

環境社会配慮審議役 2 ないし 3 名を配置する。

(3) 対象案件

異議申立は、JICA の協力事業であり JICA がガイドラインを遵守しなかったことにより、現実に重大な被害が生じている又は将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性があると考えられる案件に対して行うことができる。

(4) 申立人の要件

JICA の協力事業により現実の直接的な被害を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる当該国の住民。申立は、やむを得ない場合は代理人を立てることができる。ただし、申立本人は特定されている必要があり、かつ申立人が代理人に対し授權していることが必要。

(5) 異議申し立ての期間

ガイドラインの不遵守の指摘に関し、開発調査は S/W の署名から本格調査が終了するまでの期間、無償資金協力のための事前の調査は基本設計調査の M/M の署名から基本設計調査が終了するまでの期間、技術協力プロジェクトは R/D の署名から協力が終了するまでの間、異議申し立てを行うことができる。

(6) 手続き

- ① 審議役が異議申し立てを受領し、申立人に申し立て受理を書面で通知。
- ② 申立書の書面審査、関係者へのヒアリングを行い、申立に相当程度の合理性が認められる場合は、原則1ヶ月程度で手続きの開始を決定し、申立人にその旨書面で通知する。
- ③ 審議役は、環境社会配慮ガイドラインにしたがって行われた手続きの確認を担当事業部、申立人、環境社会配慮審査室、審査諮問機関等からヒアリングを通じて行う。
- ④ 手続き開始3ヶ月以内に、調査結果を理事長に報告。不遵守と判断する場合は、解決のための方策を理事長に提言。報告と提言の結果はウェブサイトで情報公開される。

4. 今後のスケジュール

平成16年4月1日	環境社会配慮審査室設置
4月中旬	審査諮問機関と異議申し立て制度の要項について、フォローアップ委員会にて協議開始（3回程度開催）
5月下旬	要項を決定
6月上旬	諮問機関委員と審議役の募集
7月下旬	諮問機関委員と審議役の選考
8月中旬	審査諮問機関と異議申し立て制度の設置

環境社会配慮ガイドラインの実施体制

